

1 『暴風警報』や『暴風雪警報』及び大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』発表時における措置

- (1) 午前7時までに『暴風警報』や『暴風雪警報』及び大雨、暴風、暴風雪、大雪等の『特別警報』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。
- (2) その日の給食は休止となります。また、非常変災による給食休止のため、給食費の返金はできません。
- (3) 登校後に『暴風警報』等が発表された場合は、下校時刻を変更し、保護者引き渡しにより下校させる場合があります。その際は、保護者の方の迎えがあるまでは学校で待機させます。

2 『暴風警報』『暴風雪警報』以外的大雨・大雪等の警報の発表時における措置

保護者の判断で登校させてください。保護者の判断で登校を見合わせた場合は、欠席や遅刻とはなりません。

3 子どもたちの安全確保のために

大雨・暴風・大雪等の非常変災、その他の緊急事態の時には、ご家庭でも次の点についてご協力ください。

- (1) 大雨・暴風・大雪等の非常変災時の登校には、思わぬ危険があります。危険箇所や持ち物について配慮していただくとともに、無理して登校させないようにしてください。
- (2) 警報・注意報が解除され、風や雨がおさまった後でも、通学路に危険がないかどうかを確認して登校させてください。
- (3) 大雨・暴風・大雪等の際に、遅刻・早退する場合には、学校（学級担任）に必ず連絡してください。

(参考)

	警報発表状況	保護者の対応	学校の対応		
			授業の扱い	給食	出欠席
登校前	午前7時の時点で 「暴風警報」「暴風雪警報」大雨、暴風、暴風雪、大雪の「特別警報」が、発表中の場合。	登校させない。	臨時休業 ※学校から連絡しない場合があります。	全市一斉中止	遅刻・欠席にはならない。
	「暴風警報」「暴風雪警報」を伴わない大雨、大雪の警報が、発表中の場合。	保護者が安全と判断した場合に登校させる。	原則として 平常日課。	原則として 平常通り。	登校を見合わせたも、欠席・遅刻にならない。
登校後	「暴風警報」「暴風雪警報」大雨、暴風、暴風雪、大雪の「特別警報」が、発表中の場合。	学校からの連絡により対応する	授業を繰り上げて下校させる。 ※学校連絡	状況を見て 対応。	早退にはならない。
	「暴風警報」「暴風雪警報」を伴わない大雨、大雪の警報が、発表中の場合。		原則として 平常日課。	原則として 平常通り。	

【保護者引き渡しの連絡があった場合の留意点】

- ・保護者は、携帯連絡メールや学級連絡網等による学校からの連絡を確認し、お子さんを引き取りに来てください。保護者がおみえになるまで、お子さんは、学校でお預かりいたします。
- ・保護者の代理の方が引き取る場合は、必ず保護者が学校へ連絡してください。連絡がない場合には、引き渡しができない場合もあります。